

体育施設使用時の本人確認に対するQ&A

平成27年4月15日現在

		問い合わせ内容	回 答
本人不在の場合	1	本人不在で使用手続きがまだの場合 利用日に予約した本人が来られなくなった場合、使用手続きはまだだが他のメンバーが利用できるのか。予約の取消しが2日前から利用者側でできなくなるのでどうすればよいのか。	<p>利用者が施設窓口に予約取消処理票を提出された場合（電話は不可、代理人の場合も受け付けます）は、職員が予約取消後、新しく利用する方が予約の取り直しを行い利用していただきます。この際、取消しをされた方は利用日の翌日から下記の利用制限となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>●利用日の2日前・前日に予約取消処理票を提出された場合・・・利用日の翌日から90日間の利用制限。</li> <li>●利用日当日・・・利用日の翌日から180日間の利用制限。</li> </ul> <p>【平成27年8月1日から変更】 2日前～当日の予約取消しについて、利用者側から予約取消しができるようになります。利用制限についての変更はありません。</p>
	2	本人不在で使用手続き済みの場合（使用許可書持参） 利用日に予約した本人が来られなくなったが、使用許可書を預かって来れば他のメンバーでも利用できるのか。	<p>【平成27年1月15日から変更】 本人不在でも使用できます。ただし、本人不在で使用した場合、予約システムに登録されているパスワードとメールアドレスを削除して、利用者が予約システムを利用できないよう制限をかけます。利用を再開するには、体育施設窓口にてパスワードの再設定（利用者登録変更手続き）が必要となります。パスワードの再設定を2回行い、本人不在での使用が3回目となった場合、翌日から180日間、利用者カードの利用制限対象となります。 ※1回目及び2回目の本人不在での使用から1年を経過した場合は、リセットいたします。</p>
	3	本人不在で使用手続き済みの場合（使用許可書がない） 利用日に予約した本人が来られなくなり、使用許可書も預かれない場合、他のメンバーが利用できるのか。または、FAXで送ってもらったものでも良いか。	<p>使用許可書がない場合は、利用できません。コピーやFAXでの受け付けはできません。</p>
その他	1	予約者の家族の扱い 予約者の家族であっても本人確認をするのですか。	<p>家族でも本人確認は行います。権利の譲渡はできないため。</p>
	2	使用時以外の本人確認 使用手続き時の本人確認でも良いのではないかと。	<p>使用時に本人以外の方が利用することはできません。権利の譲渡はできないため。</p>

その他	3	グループ利用に対する扱い	グループで利用している場合、名簿を提出させ、名簿内のメンバーであれば利用させてほしい。また、グループで利用している場合は、予約面の数を制限してはどうか。	体育施設は、学校ナイター、法典集会所以外は、個人登録としているため、名簿での本人確認はできません。仮に団体登録とした場合、当選確率を上げるために、それぞれのメンバーが別の登録団体として登録申請することが予想され、現状と変わらず、同じ方がいつも利用できるようになってしまいます。また本人確認の際、登録団体の名簿で行うと、窓口の混雑も予想されるため。
	4	小学生の利用について	小学生が予約をし、利用当日、本人確認のため保険証を持参するとなっているが、大人がいけない場合、小学生に保険証を持たせるのは不安である。	大人、子どもを問わず、使用中に事故が発生した場合を考えると、保険証は携帯していただいた方が安心かと思います。大人の方が参加できない場合は、なおさら必要かと思います。他に大人の参加者がいる場合は預かってもらうか、お子様に落とさないよう十分に指導をしていただきたいと思います。ご協力お願いいたします。
	5	市外利用者の扱いについて	市外在住であるが、市内の方と同じ扱いでしょうか。	市外・市内利用者ともに同じ扱いとなります。
	6	身分証明となるものを忘れた場合	利用日当日、本人確認できるものを忘れてしまったが、利用できるのか。	本人不在で利用した場合と同様に、未確認1回目とカウントします。施設の利用はできます。
	7	使用時とは、どの時点を指すのか	使用時に本人確認するとあるが、使用時とは使用許可書提出時か、プレー中に行うのか。	原則として、施設受付窓口へ使用許可書を提出時に行います。ただし、プレー中に確認する場合があります。
	8	連続して施設を利用する場合の取り扱い	8時30分、10時30分、14時30分の使用許可書を、まとめて8時30分に提出できるのか。(予約者が同一の場合)	8時30分、10時30分は連続しているため、まとめて提出することは可能です。ただし14時30分の使用許可書は、別に提出してください。
	9	受付窓口のない施設の本人確認はどうするのか	受付窓口がない施設は本人確認はいつ行うのか。	受付窓口がない施設(若松公園、高瀬町運動広場、豊富運動広場、北習志野近隣公園、高根木戸近隣公園)においては、本人確認は行いません。